

令和 2 年 7 月 15 日策定
令和 4 年 10 月 16 日改訂

神奈川県立愛川ふれあいの村
新型コロナウイルス感染防止に対応した受入マニュアル

本ガイドラインは「県立ふれあいの村における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン」を基に、愛川ふれあいの村の適切な運営、及び感染リスクの軽減により、利用される方々の安全・安心を確保することを目的に作成しました。

本マニュアルを基に、今後の施設運営方針や利用される皆様に対し、「新型コロナウイルス感染防止対策における施設利用のお願い」「新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル」等を整備します。

なお、国や県による新たな基準の公表や方針変更・要請に伴い、必要に応じて本マニュアルの内容を見直すものとします。

1. 感染防止のための基本的な考え方

- ・ 3密を避けるため最大限の対策を講じます。
(対人距離の確保、部屋の換気、食事の提供方法、活動施設や宿泊室の使い方、浴室の利用方法、手洗い・うがい・手指消毒の励行掲示、高頻度接触部位の消毒作業など)
- ・ 神奈川県教育委員会や足柄ふれあいの村等と連携、連絡調整を行いながら、防止対策を進めます。

2. 受入の前提となる要件

- ・ 神奈川県からの受入自粛要請が出ていないこと。
- ・ 職員及びその家族に、感染者又は濃厚接触者がいないこと。

3. 受け入れにあたっての留意事項

(1) 受入可能な団体、利用者の条件（宿泊・日帰り共通）

- ・ 過去 7 日以内に、発熱（ 37.5°C 以上、平熱比 $+1^{\circ}\text{C}$ ）、倦怠感、息苦しさ、咽頭熱、味覚・嗅覚障害等の症状がみられない（医師の診断により、参加が可能な旨を得た場合を除く）。
- ・ 過去 7 日以内に、感染者、濃厚接触者と判断されていない。
- ・ 同居している家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない。
- ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない。
- ・ 当村が示す感染予防対策にご理解をいただき、別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策による施設利用のお願い〔同意書〕」の各事項につき同意を得られ、**前日の 17 時まで**に同書類を提出済みの団体及び個人。

※利用関係者の勤務先や業務等で海外への渡航、感染症を原因とする休業などが発生している場合は、ご相談ください。

(2) 受入人数等について

(ア) 宿泊利用

- ・ 宿泊棟は 50 名を定員とします。
(宿泊棟は 8 棟の利用とし、1 棟を感染疑義者が発生した際の予備棟とします。)

(イ) 宿泊利用と日帰り利用が伴う場合

- ・ 1 日の全利用者数上限を 400 名以下とします。
また、施設の利用状況を考慮しながら、最大限の受け入れをします。

※なお、予約状況により、上記に定めた上限を越える場合には、団体・利用者と協議の上、利用可否の判断を行います。各団体及び利用者の方は、参加者ができる限り密にならないよう、活動内容や宿泊室の人数割り等に配慮してください。

(3) 利用当日の受付

- ・ 入村手続きは、他団体と場所が重複しないように調整します。
- ・ 入村手続きと会計を行いますので、1 団体 2 名以内で受付をお願いします。
- ・ 支払い時はコイントレイを使用します。
- ・ 受付窓口は、アクリル板などで遮蔽します。

(4) 入村式

- ・ 入村時の密を避けるため、他団体と重複しないように場所の調整をします。
- ・ 室内ではマスク着用の上、対人距離に十分留意します。
- ・ 要点を絞るなど、内容を簡素化して実施します。

(5) 活動施設の利用時

- ・ 活動施設内の密を防ぐため、同日利用団体の人数を考慮し施設調整を行います。
- ・ 活動中は 1 時間に 1 回程度、出来る限り 2 か所以上の窓を開け、換気をお願いします。
- ・ 活動中も出来る限りマスクの着用をお願いします。ただし、野外での活動で対人距離が十分に確保される場合、その限りではありません。
- ・ 活動施設へ入室の際は、手指の消毒をお願いします。
- ・ 宿泊棟の退室時間を 10:00 から 9:30 に変更とします。

(6) 活動プログラム等

- ・ 活動プログラムの企画に関しては、ゆとりを持たせた時間配分、密にならないような工夫と指導をお願いします。
- ・ 近距離での会話や発声、大きな声を伴う活動は、なるべく控えてください。
- ・ 活動プログラムで必要な貸出物品は、必要最小限とし、活動後使用物品の消毒をお願いします。

(7) 入浴について

- ・ 利用時間が集中しないよう、ゆとりを持った時間配分をお願いします。
- ・ 団体指導者や責任者には、利用時や次の利用者が待機している場が密にならないよう、指導の徹

底をお願いします。

- ・浴槽の利用は、各団体に一任します。必ず体を洗ってから入浴をしてください。※塩素系薬剤を注入した“循環式ろ過方式”の浴場です。
- ・浴室利用前後は、脱衣所の高頻度接触部位（ドアノブ、照明スイッチ、足ふきマット等）の消毒を利用団体が行ってください。
- ・浴室の換気を行うため、窓を開けたままにしています。窓を閉めないでください。

(8) 宿泊棟での生活について

- ・滞在中は、高頻度接触部位や使用した物品類（テーブル・椅子等）の消毒を行ってください。
- ・就寝の際は、寝具類を適切に使用してください。なお、使用したシーツは起床時にロッジ玄関の返却場所へ返却してください（朝食前～食事中にリネン業者が回収します）。
- ・部屋の換気を1時間に1回程度（5～10分）行ってください。

(9) 食事提供について

(7) 食堂利用 **2021年8月以降、ビュッフェレーンを用いた配膳方式の再開をしています。**

- ・食堂利用は朝、夕のみとなります。
- ・ビュッフェレーンを用いて特定の配膳者（教員、保護者等）のみが配膳することも可能です。
- ・昼食の食堂利用はできませんので、昼食をご希望の方は、**野外炊事またはお弁当の注文**をお願いします。
- ・座席数を減らし、**196名**を定員とします（これを越える人数は入替とします）。
- ・同じ時間帯の入室は**2団体**までとします。
- ・食堂用スリッパは貸出し中止とします。室内履きを持参してください。
- ・食事中はマスクを外し、黙食のご協力をお願いします。また、食後はマスクを着用してください。
- ・窓を開けての換気を行います。
- ・利用後は食堂職員がその都度消毒いたします。

※詳細は、別途『新型コロナウイルス感染防止のための食堂の対応について』をご確認ください。

(4) 野外炊事

- ・野外炊事メニューの一部は感染状況に応じて中止の判断をします。
- ・調理中は、マスクを着用してください。
- ・使用する物品（鍋やざる・ボウル等）は、洗浄してから使用してください。また、使用後は洗浄し、物品の消毒をして返却してください。
- ・配膳は、特定の方が実施してください。

(10) その他

- ・宿泊利用、日帰り利用問わず、「宿泊者名簿・日帰り利用者名簿」に朝の検温結果を記載し、入村手続き時に名簿を提出してください。
- ・宿泊者は、1日2回（朝・夕）検温と健康状態を確認し、各団体で記録をお願いします。発熱等がありましたら、速やかにご連絡ください。
- ・団体、利用者による消毒液、体温計等の持参をお願いします。

- ・マスクや鼻水をかんだティッシュ類等は、袋を2重にしてウイルス等の拡散を防ぐ措置をして、お持ち帰りください。
- ・利用後7日以内に、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、愛川ふれあいの村に必ず連絡してください。
- ・別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い [同意書]」をご確認いただき、利用前日17時までに同書類及び利用申込書(別紙)を提出してください。同意書の提出が無い場合は、利用を中止します。※キャンセル料が発生する場合があります。

3. 感染疑義者が発生した場合の対応について

- ・「神奈川県立愛川ふれあいの村新型コロナウイルス感染疑義者対応マニュアル」に沿って対応します。
- ・現在、近隣のタクシー会社では、発熱など感染症の疑いがある方の送迎を行っていません。緊急車両を各団体でご準備ください。

4. 管理運営上における感染防止対策

(1) 施設共通

- ・村内各所へ、手指用の消毒液を設置します。
- ・村内各所への手洗い、うがい、手指消毒等の啓発POPを掲示します。
- ・かわせみ棟食堂入り口にソーシャルディスタンスを保つための目印をつけます。
- ・定期的に、所内全体における高頻度接触部位のアルコールを用いた消毒作業を行います。(手すり、ドアノブ、スイッチ部等)
- ・貸出品(宿泊棟の鍵等)は返却後、職員が消毒を行います。

(2) トイレ及び脱衣所

- ・トイレの床、便座、ドアノブなどは、アルコールによる噴霧消毒を行います。
- ・洋式トイレは蓋を閉めてから水を流すことを促すPOPを掲示します。

(3) 職員の安全確保

- ・出勤時の検温、平熱時+1℃以上の発熱や、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、抗原検査を実施し、必要に応じて医療機関又は保健所等の受診を促します。
- ・感染が疑われる場合及び体調不良の場合は仕事を休ませます。
- ・感染が判明した場合は、保健所の聞き取り等に協力し、必要な情報提供を行います。
- ・マスク等の着用、手洗い、うがい、手指消毒を徹底します。
- ・事務所は1時間に1回程度の換気を行います。
- ・職員が消毒作業やゴミの収集廃棄等を行う際は、マスクと手袋等を着用します。また、マスクや手袋を脱いだ後は必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒をします。

附記

本マニュアルは令和4年10月16日現在、令和4年11月1日から施行とする。
また、新しい感染症対策に取り組む場合は、その都度改訂を行います。